

# 地名 散歩

## 第120回 やはり梅と桜が多い「花」の地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

ひときわ寒い冬に待ち遠しくなるのは花の季節である。この原稿を書き始める数日前にどこかで梅が開花したニュースを耳にしたが、「梅」のつく地名で最も有名なのは大阪の梅田<sup>うめだ</sup>だろうか。大阪駅の所在地(大阪市北区梅田三丁目)であるが、明治7年(1874)に関西初の鉄道が神戸までの間に開通した時、その停車場が建設されたのは旧市街から北に外れた曾根崎村の田んぼが広がる地域であった。埋め立てにちなむ埋田が転じて梅田になったとされるが、梅田姓に由来する説もある。

『角川日本地名大辞典』に掲載されている大字レベルの「梅田」は全国に14あるが、このうち埼玉県春日部市、新潟県長岡市、和歌山県海南市、鳥取県琴浦町の梅田は「埋田」に関係すると説明しており、由来が記されていない

梅田も沖積地<sup>こうじか</sup>が目立つ。日本には古くから良い字を選ぶ「好字化」の伝統があり、梅の字が特に好まれたのだろう。長崎市の出島にほど近い梅香崎<sup>うめがさき</sup>町も、幕末期に埋め立てられた場所に当時の長崎奉行が命名したという。

もちろん好字ではなく、新しい地名には文字通りの梅の木に由来する地名が目立つ。最も古そうなのが梅の名所・偕楽園<sup>かいらくえん</sup>で知られる水戸市の梅香(上梅香・下梅香)。梅を愛した佐竹氏の家臣・岡本禪哲(号は梅香齋)の居館に由来する。愛知県知多市梅が丘は昭和55年(1980)成立と新しいが、「古くから梅の花の咲く丘であったことに由来」(前出『角川』)するという。

受験シーズンになると合格祈願の絵馬で賑わうのが各地の天満宮だが、菅原道真が左遷



茨城県水戸市の上梅香・下梅香(左下。現梅香)。梅を愛した岡本禪哲(梅香齋)の居館にちなむ。梅の名所・偕楽園は西方。塔文社 1:15,000 「水戸市地図」昭和28年(1953)



野アザミの里にちなむという高知市蕨野<sup>あざみの</sup>。JR土讃線に蕨野駅がある。横浜市青葉区には今風の「あざみ野」の地名も。「地理院地図」令和4年(2022)2月3日ダウンロード

で太宰府へ流される時に詠んだ「東風吹かば  
匂ひをこせよ梅の花…」の和歌でも知られる通り、太宰府市には梅ヶ丘と梅香苑がいずれも  
市域南端の新しい住宅地に昭和60年(1985)  
に生まれている。京都府長岡京市の長岡天満  
宮のすぐ南側に阪急が造成した住宅地は昭和  
36年(1961)に「梅が丘」と命名された。

梅の地名より多いと思われるのが桜で、全  
国各地に見られる。桜ヶ丘(桜丘・桜が丘)を  
検索してみれば北海道根室管内から鹿児島県  
西之表市(種子島)まで日本中に多く分布して  
おり、『角川』によれば「さくらがおか」と読む  
地名は全国で50か所を超える。桜町はさらに  
多く、江戸期からの桜の名所として知られる  
東京都小金井市の桜町(昭和34年起立)をは  
じめ、全国的に戦前から戦後にかけて好んで  
命名された。昨今でも栃木県さくら市、さい  
たま市桜区など新しい市・区名に採用される  
など人気は相変わらずである。さいたま市桜  
区はサクラソウにちなむので似て非なるもの  
ではあるが。

小金井の桜に関連したものでは、元文2年  
(1737)に玉川上水沿いに植えられたこの桜  
並木は隣の武蔵野市にもまたがっており、同  
市には桜堤つづみという町名が昭和37年(1962)に  
誕生した。その上水をさらに下れば世田谷区  
に桜上水じょうすい。これは京王電気軌道(現京王電鉄)  
の桜上水駅が先で、正式な町名となったのは  
昭和41年(1966)である。昭和12年(1937)  
に改称する前は京王車庫前という素っ気ない  
駅名で、これをおそらくイメージアップすべ  
く「桜で有名な玉川上水」からイメージしたの  
だろう。同様に駅名が先なのが小平市の花小  
金井である。西武鉄道村山線(現新宿線)に設  
けられた花小金井駅(昭和2年開業)が起源  
で、所在地は小平村大字野中新田与右衛門組  
のなかしんでんよえもんぐみ  
であったが、小金井観桜の最寄り駅をアピー

ルした創作駅名だ。駅の周囲に正式町名の花  
小金井・花小金井南町が誕生したのは昭和37  
年(1962)である。

桜の木に由来するものが多いとはいえ、歴  
史的地名の中には必ずしもそうではないもの  
もあり、鎌倉時代以前からの地名である奈良  
県桜井市は、『角川』では崖に由来するクラに  
接頭語のサといった解釈もなされており、日  
本の地名に特有の当て字が相当数含まれてい  
るのは間違いないだろう。

その他の花の地名を思いつくままに挙げて  
みると、まずは北海道函館市の桔梗。江戸時  
代からの地名で、文字通りキキョウの群生地  
にちなむとされ、函館本線の桔梗駅は明治35  
年(1902)開業と古い。もうひとつ駅名になっ  
ているのは近鉄大阪線の桔梗が丘(三重県名  
張市)で、こちらは高度成長期の宅地開発に  
伴って昭和39年(1964)に設置された。その  
隣には百合が丘東・西の地名が昭和57年  
(1982)に誕生している。百合は意外に少ない  
のだが、川崎市麻生区百合丘あさお ゆりがおか(昭和36年起立。  
小田急百合ヶ丘駅周辺)や百合ヶ丘(茨城県守  
谷市)、百合が丘(名古屋市守山区)などが全国  
に点在している。兵庫県宝塚市には宝塚歌劇  
のシンボルにちなむ「すみれが丘」。神奈川県  
平塚市は漢字で堇平すみれだいら(昭和33年)。砂丘上でス  
ミレの花がよく咲くことからの命名という。

東急田園都市線あざみ野は新地名で、町名  
が昭和51年(1976)、駅はその翌年に開業し  
た。アザミを漢字で書けば「薊」という見慣れ  
ない字だが、これを用いたのが高知県の土讃  
線薊野駅あざみの。安土桃山時代から文献に見えると  
いう古い地名だが、由来は「野アザミの里」とさ  
れている。京都市上京区ぼけはらの木瓜原町(明治初年  
から)はボケの木が多かったことにちなむとい  
うが、草木瓜くさぼけの多摩方言が用いられた字名「シ  
ドメ窪」は立川バスの停留所に今も健在だ。

### 今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしぎ地名巡り』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

# 土地家屋調査士 CONTENTS

NO.782  
2022 March



表紙写真  
「猿と塩ビ管」

第36回写真コンクール入選  
薩摩 陽平●大分会

撮影地である大分県の高崎山自然動物公園は、野生のサルに餌付けしています。高崎山ではオリが無く自然の状態なので大きなサルから小さなサルまですぐ近くで見ることができます。

地名散歩 今尾 恵介

## 03 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために—  
第80回 土地家屋調査士のインボイス制度  
税理士 浦田 泉

## 08 地籍問題研究会

第30回定例研究会概要報告  
地籍問題研究会副代表幹事 鮫島 信行(鹿島建設株式会社 顧問)

10 G空間EXPO 2021

## 12 第37回写真コンクール作品募集

14 続!! 愛しき我が会、我が地元 Vol.97

山梨会/大分会

17 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信

19 訃報(國吉正和名誉会長)

20 会務日誌

23 土地家屋調査士新人研修のお知らせ

24 土地家屋調査士の皆さまへ  
団体総合生活補償保険

25 調査士カルテMap通信  
「土地家屋調査士が利用者から提供者へ変革する未来」

26 日本土地家屋調査士会連合会業務支援システム  
調査士カルテMap

27 ∞ 全国土地家屋調査士政治連盟 ∞  
今更の「セイレン?」

28 公嘱協会情報 Vol.154

30 土地家屋調査士名簿の登録関係

31 ちょうさし俳壇

32 ネットワーク50  
三重会

33 編集後記

# 事務所運営に必要な知識

## —時代にあった資格者であるために—

### 第80回 土地家屋調査士のインボイス制度

税理士 浦田 泉

2023年10月1日から始まる消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)。この制度はどういうものなのか、現在、消費税の免税事業者(消費税の納税義務がない方)はどうすればよいのか、詳しく解説いたします。

#### 制度理解のための3つの基本ポイント

インボイス制度とは消費税法上の制度で「複数税率に対応したものとして開始される、仕入税額控除の方式」とされています。

それだけ聞くと、現在消費税の免税事業者には関係ない、そもそも仕入税額控除の方式と言われてもわからない、と思えるかもしれませんが、実はインボイス制度は免税事業者である方にこそ、大きな事業判断が迫られるものなのです。

今後の事業を有利に進めるためには、制度の概要を理解したうえで方向性を決めることが必要になります。

そこで、インボイス制度を理解するためにまず知っておきたい消費税の基本ポイント3つをご紹介します。

#### (1) 売上等で受け取った消費税額－仕入れや経費等で支払った消費税額＝納付税額

これは原則的な消費税の納付税額の計算方法です。

消費税の納付税額は、売上等で受け取った消費税額(課税売上げに対する消費税額)から、仕入れや経費等の支払いの際に払った消費税額(課税仕入れ等に対する消費税額)をマイナスした金額となります。

預かった消費税から支払った消費税を差し引いたものが納税額、というのはイメージ的にもわかるかと思えます。

#### (2) 「仕入税額控除」という言葉

(1)の消費税の納付税額の計算で、「仕入れや経費

等の支払いの際に払った消費税額をマイナスする」ということが出てきましたが、このマイナスすることを「仕入税額控除」といいます。専門用語になりますが、この言葉とその意味だけは覚えておいてください。

これは、納税額を減らす効果のある「仕入税額控除」が少なくなると、消費税の納税額が増えて困ったことになる、ということだと覚えておくとよいでしょう。

#### (3) 一定の請求書等の保存と一定の記載をした帳簿の保存

「仕入税額控除」を受けるためには、定められた請求書等を受け取って保存することと、決められた事項を記載した帳簿を作成・保存することが求められます。

これは「決められた請求書・帳簿がない場合は、仕入税額控除が受けられない＝結果として納税額が増えて困ったことになる」というイメージです。

この3点だけを見ると「やはり免税事業者には関係ないのでは?」と思われるかもしれませんが、そんなことはありません。制度を理解するうえで基本となる考え方ですので、しっかりイメージしておいてください。

#### インボイス制度と免税事業者が不利になる理由

では、インボイス制度とはどういう制度なのでしょう?

結論的にいうと、この制度は消費税がかかる取引をする「売手」(販売をする者)と「買手」(支払いをする者)に対する制度です。

まず買手(支払いをする者)は、仕入税額控除の適用を受けるために、原則として取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けた「インボイス」の保存等が必要となります。

つまり、インボイスがない取引については、仕入税額控除が受けられない＝消費税の納税額が増える、ということになります。

次に売手(販売をする者)である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(交付したインボイスの写しは保存しておく)。

買手である取引先が課税事業者であれば当然「インボイスを発行してください」と求めてくるでしょう。

しかし、インボイスが発行できるのは「税務署の登録を受けた消費税の課税事業者に限られる」ところがポイントになります。

つまり「消費税の免税事業者はインボイスを発行できない」のです。

これは、インボイスが発行できない免税事業者は、取引先にとって消費税上不利になるため、取引先から選別されてしまう可能性を考えなければならない、ということです。

細かい話になりますが、消費税上、インボイス制度開始後も免税事業者等からの課税仕入れについて、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

一見、有利な経過措置に見えますが取引先にとって「インボイスとインボイスでない請求書等を分別し、一定割合を算出する」という会計事務負担が発生するため、取引先から「免税事業者とのやり取りは面倒くさい」と敬遠される可能性もあります。

## 免税事業者の選択肢は3択

インボイス制度が始まるにあたり、現在、免税事業者である方には消費税上、3つの選択肢があります。いずれもメリット・デメリットがあるため、ご自身の事業や取引先の状況にあわせて選択をすることが求められます。

### (1) 免税事業者を続ける

基準期間(原則として個人事業者は前々年、法人は前々事業年度)における課税売上高が1,000万円以下の事業者は、消費税の申告・納税義務が免除されます。

免税事業者を続ける最大のメリットは、消費税の申告・納税義務がない点です。消費税申告のための手間がかからず、仕入税額控除のための会計事務(一定の請求書等や一定の記載をした帳簿の保存)も厳密に行う必要がありません。また、消費税の納税がない分、資金繰りの面で有利になります。

免税事業者最大のデメリットは、インボイスが発行できない点にあります。

取引先が個人消費者や免税事業者、簡易課税事業者である場合には、インボイスの発行が厳密に求められないこともあります。その場合、消費税の申告の手間や納税負担を避けて、あえて免税事業者を続けるという選択肢もあり得ます。しかし、土地家屋調査士の場合、全ての取引先が個人消費者や免税事業者等であるという方はさほど多くないかと思われます。

### (2) あえて課税事業者(原則)になる

基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者であっても、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者選択届出書」を提出することで消費税の課税事業者(原則)になることができます。

あえて課税事業者になる場合のメリットは、インボイスが発行できることです。インボイスが発行できないことにより取引先から選別されることはなくなります。

課税事業者になった時のデメリットは、消費税の申告・納付義務や、消費税申告に向けての税務会計の事務負担の増加が挙げられます。

消費税の納税額の原則的な計算方法は、ご紹介した通り

売上等で受け取った消費税額－仕入れや経費等で支払った消費税額＝納付税額  
となります。

一見、赤字の事業者は消費税を納める必要がないように思えるかもしれませんが、人件費(給与等)に

については消費税がかからない経費になりますので、多くの課税事業者は消費税の納付額が発生することになります。

じっくり考える際には、「売上」と「人件費を除いた経費」の金額を比べて、売上のほうが多い場合は消費税の納付額が発生する可能性が高い、というイメージです。

そのため、特に人件費割合の高い事業者の場合、事業が赤字であっても消費税の納税が発生し、金銭的負担が大きくなる可能性が否めません。

また、インボイスを受けることが仕入税額控除の要件となるため、取引先等にインボイスを発行するよう積極的に働きかけることが必要です。インボイスの保存や一定の事項を記載した帳簿の保存も仕入税額控除の要件であるため、より厳密に行わなければならないし、消費税申告書の作成も義務となるなど、税務会計の事務負担は増加します。

### (3) 簡易課税事業者になる

消費税法上、中小事業者の納税事務負担に配慮する観点から、事業者の選択により、売上に係る消費税額を基礎として仕入等に係る消費税額を算出することができる「簡易課税制度」が設けられています。

納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した課税事業者は、その基準期間における課税売上高が5,000万円以下の課税期間について、売上げに係る消費税額に、事業の種類の区分(事業区分)に応じて定められたみなし仕入率を乗じて算出した金額を仕入れに係る消費税額として、売上げに係る消費税額から控除することになります。複数の事業区分の事業を行っている場合は、行っている事業の割合に応じたみなし仕入率を改めて計算することとなります。

簡易課税事業者のメリットは、インボイスの発行ができるうえに、原則課税に比べて消費税申告に係る税務会計の事務負担が少ない点です。

簡易課税制度の場合、課税売上げに係る消費税額をベースにして一定割合を掛け算して簡易的に課税仕入れ等に係る消費税額を算出するため、実額による仕入税額の計算や課税仕入れ等に係るインボイスの保存などが不要となり、事務負担の軽減を図ることができます。

簡易課税事業者も消費税の課税事業者には変わりありませんので、インボイスの発行も問題なくできます。

ただし、簡易課税事業者の場合、課税売上に係る消費税額の一定割合だけが仕入れ等に係る消費税額とされるため、必ず納税額が発生します(原則課税の場合、仕入れ等に係る消費税額が大きければ消費税が還付される可能性もあります)。

また、基準期間の課税売上高が5,000万円を超えたときは簡易課税制度が適用されないため、原則課税に対応できるような税務会計事務が求められます。課税売上高が5,000万円前後の事業者の場合は注意が必要です。

3つの選択肢のうち、どの方法がベストなのかは行っている事業内容によって大きく異なります。税理士等に消費税のシミュレーションをしてもらい判断することをお勧めします。

## インボイス発行事業者になるための手続き

インボイス発行事業者(適格請求書発行事業者)になるには、登録申請手続きが必要です。現在、課税事業者である方と、現在免税事業者でインボイス制度を機に課税事業者になる方の手続きについてお話しいたします。

### (1) 原則

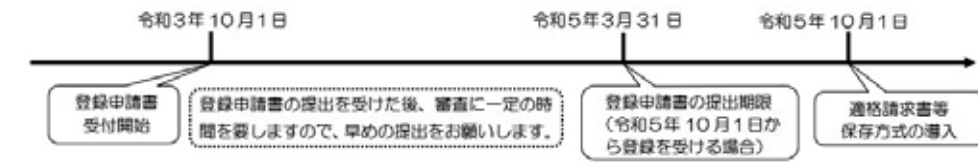
現在、消費税の課税事業者である方は、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」(以下「登録申請書」)を提出し、登録を受けることとなります。その流れは次のようになります。

登録申請書は、2021年10月1日から提出できます。インボイス制度が始まる2023年10月1日から登録を受けるためには、原則として2023年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。



出典：「消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式が導入されます」  
(平成30年4月国税庁)

<登録申請のスケジュール>



出典：「消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式が導入されます」  
(平成30年4月国税庁)

(2) 免税事業者の場合

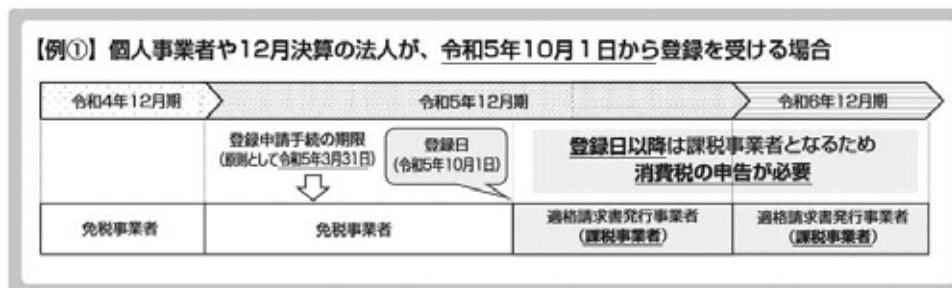
現在、免税事業者がインボイス発行事業者として登録申請をする場合、登録申請手続に加えて消費税課税事業者選択届出書を提出することが原則となります。

具体的には、課税事業者となる事業年度の前日までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出したうえで、課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して一月前の日までに登録申請手続を行うことが原則となります。

ただし、2023年10月1日を含む課税期間中に登録を受けた場合は、登録を受けた日から課税事業者になれる経過措置があります。経過措置期間であれば「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

売り手側の義務

インボイス制度が始まった場合、売り手側の義務として取引の相手方（課税事業者に限ります）の求め



出典：「適格請求書等保存方式の概要」(令和3年7月国税庁)

に応じて、インボイス(適格請求書)を交付する義務及び交付したインボイスの写しを保存する義務が課されます。

インボイス発行事業者が発行するインボイス(請求書等)には、次の事項を記載することが必要となります。

- ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ②取引年月日
- ③取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤消費税額等(端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ)
- ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

<インボイスの見本>

※ 土地家屋調査士の場合、食品等の軽減税率対象商品を販売するケースはほとんどないかと思いますが、経費の支払い等で受け取るインボイスを確認する際に参考にしてください。

請求書

△△商事(株)  
登録番号 T 012345...

11月分 131,200円

××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

\* 軽減税率対象

出典：「適格請求書等保存方式の概要」(令和3年7月国税庁)

ここで注目すべきは①の登録番号です。この登録番号は登録申請をすることによって割り振られます。登録番号の記載がない請求書等はインボイスではないため、登録申請は必須=消費税の課税事業者しかインボイスが発行できない、ということになるのです。

## 買い手側の義務

インボイス制度が始まった場合、買い手側として注意すべき点は「一定の事項を記載した帳簿」及び「インボイス等の保存」が仕入税額控除の要件となることです。

保存が必要となる帳簿の記載事項は①課税仕入れの相手方の氏名又は名称、②取引年月日、③取引内容(軽減税率の対象品目である旨)、④対価の額の4点です(現行制度からの変更はないため、課税事業者の方はすでに対応されているかと思います)。

帳簿記載事項で注意すべきは③取引内容です。例えば、コンビニなどで打ち合わせ用のお茶菓子と文具を一緒に購入した場合、レシートは1枚かもしれませんが、お茶菓子(軽減税率対象商品)と文具は消費税率が異なるため、お茶菓子代と文具代は分けて仕訳することが必要になるのでご注意ください。

保存が必要となる「インボイス等」には、いわゆるインボイスの他に、インボイスの記載事項が記載されており、相手方の確認を受けた仕入明細書等も含まれます。

従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当や通勤手当等に係る課税仕入れ等といった例外はあるものの、原則として「インボイスをもらわないと仕入税額控除ができない」と考えてください。

なお、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除ができなくなりますが、一定の事項が記載された請求書等及びこの経過措置の規定の適用を受ける旨を記載した帳簿を保存している場合には、制度開始から6年間に限り、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

現在、課税事業者の方は登録申請の手続きを進めるなど、インボイス制度開始に向けての準備を進めてください。免税事業者の方は、インボイスの発行事業者になるか否かを決めて、制度開始に備えることが求められます。



# 地籍問題研究会

## 第30回定例研究会概要報告

地籍問題研究会副代表幹事 鮫島 信行(鹿島建設株式会社 顧問)

2021年11月27日(土)第30回定例研究会をオンライン開催し、ウェブ聴講83名、会場(日本出版クラブ会館)7名の90名の参加を得た。

今回は、本会設立10周年を記念するためテーマを「地籍図編製の研究」とし、地籍調査の原点であるナポレオン地籍から明治期の地租改正調査・地押調査、戦後の国土調査法の制定に至るまでの地籍編纂の歩みを回顧した。

特別講演では、文化地理学・文化生態学が専門の小林茂大阪大学名誉教授から地籍図編纂についての知見が披露された。

小林講師からは、地租改正調査では、土地面積の計測は江戸時代の十字法と三斜法が併用されたが、地押調査では三斜法に加え、限定的ではあったが平板測量が行われたこと、特に福岡県においては全面的に平板測量で再丈量が行われたというお話があり、続いて、地租改正調査で用いられた「廻り検地」と「分間略器」についての解説が行われた。

「廻り検地」は「廻り分間」とも呼ばれ、コンパス(小方儀・小法木)と間縄を用いたトラバース測量であったことが、兵庫県における事例(古関2019)等に基づき解説された。

「捷方儀」とも呼ばれた「分間略器」は、明治8年(1875)の「地租改正着手心得書」に登場する測器で平板測器に似るが、単脚で示心器がなく、アリダードには水準器が欠けることがコメントされた。地租改正調査で分間略器が適用された地域については、『府県地租改正紀要』にみられる関係府県の十字法・三斜法・分間略器の適用状況(Koseki 2015)によれば、福島県中通地方、福井県、島根県出雲地方となっており、山形県庄内地方でも部分的に用いられたことが説明された。分間略器を用いて作成された地籍図の精度と、地押調査で用いられた平板測量によるそれとの比較は今後の研究課題とされた。

まとめとして、江戸時代以来の伝統的測量手法により作成された地租改正地籍図の問題点の解決のた

め、ベルギー始め欧州の地籍制度の理解のもとで地押調査が行われ、最低限の機能を果たす地図(更正図)が整備できたこと、さらに沖縄や台湾・朝鮮半島の土地調査に発展していったという地籍図編纂の歩みが回顧されるとともに、更正図については、インベントリー(様式、作製時期、作製主体、範囲・所蔵機関等)の整備、測量・作図技術の検討、利用歴の追跡、過去の地形図・空中写真との比較対照、精度の検証などの残された課題があり、個人の研究の範囲を超えた本格プロジェクトが必要であることが述べられた。

報告1では、当研究会代表幹事である小柳春一郎獨協大学法学部教授から、フランスにおける地籍図編纂の歩みについて報告があった。

フランスでは近代地籍の原点といえるナポレオン地籍が1807年から40年以上をかけて整備され、1898年からその修正が行われ1970年度に完成し、現在は再修正が行われている。ナポレオン地籍は、



小林 茂 大阪大学名誉教授

小柳 春一郎 代表幹事



鮫島 信行 副代表幹事

清水 英範 監事

国費支弁の専門家(公務員)組織に基づき、平板測量を国家的単位で行い、欧州諸国の地籍のモデルとなったが、市町村単位の三角点に基づいた平板測量を採用したため、国家三角点網に連結できない、隣接市町村の地籍図と接合できないという欠点があり、さらに不動産税の公平課税を目的とした地籍だったため、境界紛争解決のための民事法的効果が限定的だったことが説明された。

さらに、ナポレオン地籍の特徴は、地籍総覧と呼ばれる詳細なマニュアルの存在で、地籍の原理、組織、測量、所有者との関係、評価方法等が1,144項目に整理され、我が国の地籍編纂の範とされたベルギー国始め、欧州各国の地籍制度の原型になっていることについて言及があった。

最後に、国土調査法の生みの親の一人である本田武夫が、税地籍を幼稚な段階と見做し、「…ここに課税主体の地籍調査が脱皮して、近代的地籍調査すなわち所有権地籍調査となり、これに対応して、「面積本位」から「位置本位」に進化する。」と論じたことを紹介し、「地籍に所有権を合わせる(上からの地籍)か？所有権はそのまま(下からの地籍)か？」というフランスの地理学者コンピが論じた問題を上げ、筆界の比較的位置づけも研究課題であると付言し、報告を締めくくった。

報告2では鮫島から、明治中期から後期にかけて地籍調査の分野で活躍した大蔵官僚目賀田種太郎の功績と国土調査法制定に至る戦後の動きについて報告が行われた。

この中で、目賀田に関しては、国内では地押し調査及び沖縄県の土地調査を主導し、旧植民地では台湾の土地調査に引き続き、韓国財政顧問として測量技師の養成を通じ同国の土地調査の礎を築いたことが紹介された。また、大蔵省地租課長であった明治20年6月には地押し調査の精度向上を期し「地図更正ノ件」を通達し、その後、国会上程には至らなかったが、地籍条例及び地籍事務組織規程案の起草を経て、明治24年には四等三角点網に基づく地籍図の編纂が必要であることを建議し、国土調査法の趣旨

を先取りしたビジョンが示されたことが付言された。さらに地籍事務組織規程案に関連し、目賀田がベルギー国に倣い地籍所の新設を目論んだこと、戦前までは税務署がその役割を担ってきたが、戦後地租が地方税化されるに伴いそれが失われ、新たな機構の設立を見ないまま昭和35年の登記の一元化につながり、「目賀田種太郎の夢見たカダストラル(地籍制度)」が実現されなかったことが述べられた。

国土調査法の制定に至る動きについては、GHQからの圧力を背景に、国土計画協会専務理事であった阿久津関一郎が中心となり、関係各省庁、経済安定本部資源委員会、地理調査所等の有志からなる土地調査改良委員会が昭和22年に結成され、測量法と国土調査法の原案作りが行われたというエピソードが紹介された。

コメンテーターを務められた当研究会監事清水英範日本測量協会会長・東京大学名誉教授からは、講演・報告に対するコメントとともに、明治期以降の三角点網の整備・地形図作成、国土調査測量基準点である四等三角点測量を担う地理調査所支所(現在の国土地理院地方測量部)の設置、フランスにおける三角測量、戦前における地籍整備の停滞の背景等について補足説明が行われた。

今回の研究会では、地理学という立場から俯瞰した地籍図編纂についての講演と、引き続いて行われた報告とコメントから、地籍図編纂の意義が再確認されるとともに、公図の源流となった地押調査更正図の実態についての研究が残された課題であることが明らかにされた。また、地押調査から国土調査法制定までの空白の60年間の解明も新たな課題として示唆された。第30回研究会のパスワード付き録画は、当研究会ホームページの会員専用ページ(トップページ上段右端タブ)にアップロードされており、会員限定で動画視聴できる。

地籍問題研究会は、今年、新たな10年に向けての歩みを始めたところである。この場をお借りし、日調連の皆様には、引き続きのご支援をお願い申し上げます。報告の結びとさせていただきます。

# G空間 EXPO 2021

日 時：令和3年12月7日(火)・8日(水) 10:00～17:00

オンライン：令和3年12月1日(水)～26日(日)

会 場：東京都立産業貿易センター浜松町館3・4F

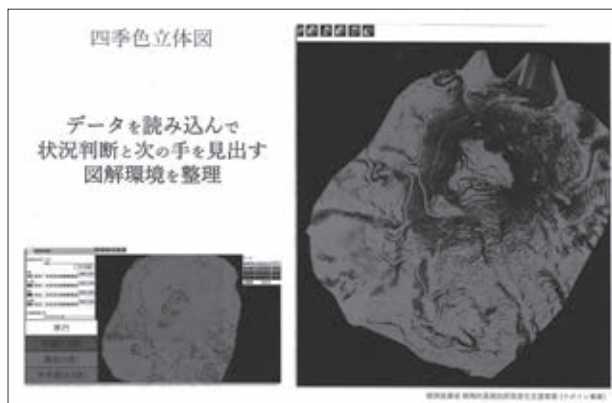
主 催：G空間EXPO運営協議会

G空間EXPOはG空間情報(\*1)の活用推進・普及啓発のため2010年から開催されており、今回は「デジタル改革、G空間DX!!」をテーマに産学官(\*2)による最新のG空間情報技術に関する展示・講演などが行われました。私はオンラインでの参加となりましたが、その中から「講演シンポジウム」と「Geoアクティビティコンテスト」の内容を皆様にご紹介したいと思います。

## 【講演シンポジウム】

講演シンポジウムからは「J-space systems衛星測位シンポジウム2021」の「コイシ(四季色立体図)が日本を救う」についてご紹介いたします。

株式会社コイシ様は大分県にある土木工事測量全般を行う会社で、20年前から三次元の測量に積極的に取り組まれています。同社では産学官による技術連携を行い、経済産業省の戦略的基盤技術高度化支援事業(サポイン事業)として三次元技術を用いた地域社会への貢献を目的に高度測量技術の研究・開発を行っています。同社では「みちびき(準天頂衛星システム)から送信されたL6信号を受信するアンテナ(\*3)を搭載したドローンレーザーを用いて3Dレーザー計測(\*4)を行い、取得した山林などの地形データを点群処理(不要な点を除去する作業)し、開発した四季色立体図(ソフト)に読み込ませ面形成することで傾斜度の配色を行い危険度の高い勾配領域や工事の際の安全な仮設道路領域の選定・検証を直感的に判断できるようにしているそうです。



また、工事の現場では上記四季色立体図のデータとGPS測量にて取得した位置情報に一般財団法人宇宙システム開発利用推進機構のCLARCS(補正データ)を活用することで基準点をハブに半径10kmでcm精度のGPS測量を確立し、そのデータを重機ソナーに送ることで重機に付けたカメラとGPSとを用いて周囲で作業している人の位置の把握や運転席モニターでの注意喚起(アラート音)更には事務所環境下での現地状態の把握に役立てていることが紹介されていました。

## 【Geoアクティビティコンテスト】

Geoアクティビティコンテスト(\*5)からは最優秀賞に輝いた「UTMグリッド入りの英語表記登山地図—国内地形図を国際基準に—」(任意団体Hokkaido Wilds.org代表トムソン・ロバート氏)をご紹介します。

「UTMグリッドとは?」私達日本人には馴染みのない言葉ですよね。今回のコンテストでは登山用地形図の視点からUTMグリッドを説明していました。UTM(ユニバーサル横メルカトル Universal Transverse Mercatorの略)グリッド地図は全世界を1kmグリッドで区切っています。そうすることで以下の3つの利点があるそうです。

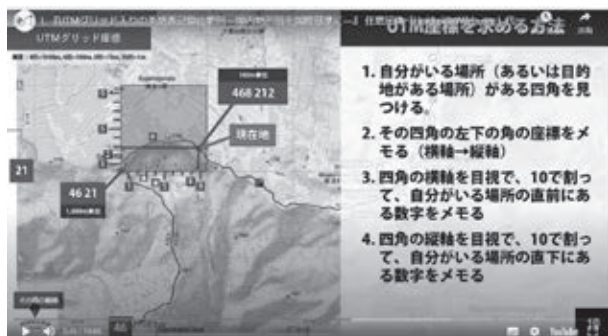
① どの地図でも、縮尺が分からなくても、土地勘が素早くつかめる。

1kmごとに区切られているので、登山時に現在地から目的地までの距離はグリッドのマスを数えれば直ぐに分かります。

② 相手側の地図が異なっても、相手と同じ言語

を喋れなくても位置情報が素早く伝えられる。

100 m<sup>2</sup>精度の位置情報を相手にたった6桁の数字で伝えることができます。



例えば「私はグリッド座標468212にいます」といえば自分の居場所を相手に伝えることができます。「緯度・経度で伝えればいいのでは?」、「スマホのGPSを見ればいいのでは?」と思われるかもしれませんが、登山で遭難した際に言葉の通じない相手に説明するには大変です。

### ③日本の国際化をUTMグリッドが支えることになる。

いずれコロナ禍が落ち着きインバウンドの観光が復活します。日本語が話せない外国人訪問者が増加するため、言語に頼らない位置の特定方法が不可欠となります。

同団体は北海道においていち早くこの取組を行っておりますが、先進国で唯一UTMグリッドが防衛以外で普及されていない日本の現状が大きな壁になっているそうです。今回のアクティビティコンテストを主催した国土地理院や国土強靱化推進室等が普及に努めておりますが標準化には至っていません。したがって、訪日する英語話者が(同団体がネットで無償提供している)英語表記地形図掲載のUTM座標を使って他の日本人登山者、捜索隊、ガイドなどに位置を伝えようとしても無駄になり、桁数の多いGPS座標、読みにくく発音しにくい日本語の地名、あるいは英語で周りの地形を説明するような回りくどい説明方法しかありません。今後、同団体では国内地図作成におけるUTMグリッド掲載の促進、山岳遭難などの捜索隊への啓蒙活動などに取り組みたいとのことでした。

今回のG空間EXPOはみちびき(準天頂衛星システム)からの信号を日常の業務に生かした事例や新たな位置情報のツールを知ることができた貴重な機会となりました。ご紹介した「UTMグリッド入りの英語表記登山地図—国内地形図を国際基準に—」の動画はYouTubeに上がっているようですので、ご興味のある方は是非ご覧になってみてください。なお、国土地理院のホームページにも「UTMグリッド地図その1、その2」として掲載がありますので併せて御覧になられてはいかがでしょうか。

(YouTube)

English Hiking Maps in Japan with UTM Grids-  
Introducing international standards in Japan

- \* 1: G空間情報(地理空間情報)とは、地図や衛星測位等から得られる「どこで、何が、いつ、どのような状態か」といった位置とこれに関連づけられた情報のこと。
- \* 2: 産業界(民間企業)、学術機関(大学などの教育機関・研究機関)、官公庁(政府や地方公共団体)の三者のこと。
- \* 3: 「みちびき」から送信されたセンチメートル級測位補強情報(L6信号)はGPSから配信している信号ではないため、L6信号を受信する専用の受信機が必要になります。
- \* 4: 3Dレーザー計測とはドローンなどを使用して上空からレーザー光を照射し、その反射を利用して建物や地形の三次元データを取得する方法で、樹木などの影響を受けずに高精度なデータを得ることができる技術。
- \* 5: Geoアクティビティコンテストは、普段交流の機会が少ない様々な分野の取組を紹介していただき地理空間情報の利活用の拡大を目的とするもので、今回で10回目となります。

広報員 山口勝康(山形会)

# 第37回

# 写真コンクール 作品募集

あなたの作品で  
会報の表紙を  
飾りませんか

メールでの応募も  
可能です！

スマートフォンで撮影した  
写真も応募可能です。

連合会及び日調連共済会では親睦事業の一つとして、写真コンクールを下記の要領で開催いたします。

今回は、「調査士ノ目線部門」と「自由部門」の二部門制となりますので、奮ってご応募ください。選外の方にも参加賞がありますので、皆様からのたくさんのご応募お待ちしております。

## ■ 応募資格

土地家屋調査士会員及びその家族並びに補助者  
各土地家屋調査士会事務局職員及びその家族  
日本土地家屋調査士会連合会事務局職員及びその家族

## ■ 部門

### ①調査士ノ目線部門

(業務の光景等、土地家屋調査士ならではの目線で撮影された写真)

### ②自由部門

※両部門とも組写真・加工した写真は不可

## ■ 応募写真

- ・各部門1人2点まで応募可能です(両部門へ応募の場合、最多4点まで応募可能です)。
- ・スマートフォンで撮影した写真も応募可能です。

### (1) プリントした写真の場合

四ツ切又は六ツ切(デジタルカメラによる場合は、A4又はB4の写真専用紙にプリントしたもの)

### (2) 電子データの場合

電子データで応募された作品は、審査に当たり、A4サイズに印刷します。色合い等についてはイメージと異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## ■ 締切日

令和4年5月6日(金) 必着

## ■ 結果発表

令和4年6月頃の予定です。

## ■ 賞 (副賞はいずれも予定です。)

### 入賞 (10名程度)

- |          |           |
|----------|-----------|
| ・ 連合会長賞  | 賞状及び賞金5万円 |
| ・ 金賞     | 賞状及び賞金3万円 |
| ・ 銀賞     | 賞状及び賞金2万円 |
| ・ 銅賞     | 賞状及び賞金1万円 |
| ・ は一もに一賞 | 賞状及び賞金1万円 |
- ※インターネット投票の上位作品

入選 (数名) 賞状及び賞金5千円

佳作 (数名) クオカード3,000円分

参加賞 (選外の方) クオカード1,000円分

※入賞及び入選作品は、連合会総会会場に展示するとともに、一部の作品を連合会会報に掲載する予定です。また、一部の作品については、本誌の表紙に使用します。

## ■ 主催

日本土地家屋調査士連合会  
日本土地家屋調査士会連合会共済会

## ■ 審査員

写真家・公益社団法人日本写真家協会名誉会員 木村恵一氏  
日本土地家屋調査士連合会会長  
日本土地家屋調査士会連合会共済会長

## ■ 応募上の注意

- (1) 未発表の作品に限ります。
- (2) プリント写真での応募において、作品の返却を希望される方は、応募票の返却希望欄の「する」にチェックを入れ、返送先を記入及び送料分の切手を貼付した返信用封筒を同封の上、ご応募ください。  
※入賞及び入選作品は、返送いたしかねます。  
※返信用封筒や送料分の切手が同封されていない場合、返送いたしかねます。  
※返却の希望がない場合、審査終了後1年間保管した後に処分いたしますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 応募作品の著作権は撮影者にありますが、作品の優先使用权等は主催者に帰属するものとし、主催者が作成する印刷物や刊行物及びウェブサイト等において無償で使用できるものとします（例：本誌の表紙）。  
なお、使用の際には、改めてご連絡いたします。
- (4) 被写体が人物や特定の建造物の場合は、肖像権・著作権の侵害にならないようご注意ください。第三者から肖像権等の侵害の申出があった場合は、応募者において対処いただくものとし、当連合会は一切の責任を負いません。
- (5) 応募作品が公序良俗に反していると認められる場合及び第三者の迷惑になる行為や環境を害する行為等のマナー違反があったと判断した場合は、審査の対象外とする場合がありますのでご注意ください。
- (6) 画像の合成、編集、加工は不可ですが、明るさなど多少の画質補正は可とします。
- (7) 応募作品の取扱いには十分に注意いたしますが、万一の事故に対する責任は負いかねますので、ご了承ください。
- (8) 応募票の個人情報は、本コンクール及び(3)においてのみ使用します。

## ■ 応募方法

### (1) プリント写真で応募する場合

写真の裏面に応募票（このページをコピーしてご利用ください。）を貼付の上、次の宛先まで送料応募者負担でお送りください。

〒101-0061

東京都千代田区神田三崎町1-2-10

土地家屋調査士会館

日本土地家屋調査士会連合会 写真コンクール係

※連合会ウェブサイト「会員の広場」（会員専用サイト）の「日調連共済会」ページに、応募票のWord及びExcelファイルを掲載しておりますので、ご利用ください。

### (2) 電子データで応募する場合

#### ①メール

応募票を添付の上、次のメールアドレスまでお送りください。

なお、QRコードからもメールアドレスを読み込むことができます。

rengokai@chosashi.or.jp

※メール1通当たりの容量は5MB以内とします。

作品のデータサイズが大きい場合は、データの圧縮やメールの分割等により、5MB以内に収めてください。

#### ②CD-R

作品データが入ったCD-Rを、(1)の宛先まで送料応募者負担でお送りください。応募票は、データをCD-Rに添付又は印刷したものを同封してください。

なお、CD-Rは返送いたしかねます。



## ■ 問合せ

日本土地家屋調査士会連合会

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

第37回写真コンクール 応募票				
題名			部門	<input type="checkbox"/> 1 (調査士ノ目線部門) <input type="checkbox"/> 2 (自由部門)
フリガナ			所属会	
氏名			登録番号	
住所	<input type="checkbox"/> 事務所/勤務先 <input type="checkbox"/> 自宅	〒		
TEL			メールアドレス	
撮影日時及び場所	西暦 年 月 日 場所		撮影データ	(※カメラ・レンズ等の機材)
返却希望 (プリント写真のみ)	<input type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない	肖像権	<input type="checkbox"/> 確認済み
作品コメント				

- ・住所欄は、審査結果及び副賞等の送付物が届く宛先をご記入ください。
- ・土地家屋調査士会員の家族の方は、登録番号欄に土地家屋調査士会員の登録番号と続柄（妻・子等）をご記入ください（例：9999妻）。
- ・補助者の方は、登録番号欄に土地家屋調査士会員の登録番号と補助者である旨をご記入ください（例：9999補助者）。
- ・土地家屋調査士会等の事務局職員の方は、登録番号欄に事務局職員である旨をご記入ください（例：事務局）。

愛しき

# 続!! 我が会、我が地元

Vol. 97

## 山梨会

### 『快適やまなしPR』

山梨県土地家屋調査士会 理事(峡南支部長) 望月 俊人

#### 【立地条件】

山梨県は本州のやや東側に位置している内陸県であり、東京都・埼玉県・神奈川県・長野県・静岡県と隣接しています。そのため自然豊かな土地に住みながら、ショッピングは東京方面へ、海の幸は静岡へ、温泉・避暑地は長野方面へと比較的短時間で行くことができます。また今年、中部横断道が開通し、静岡まで高速道路で行くことが可能となりました。さらに、リニア中央新幹線が開通すれば、東京はいうまでもなく名古屋方面にも相当な時間短縮が可能となります。ちなみに座標系は第8系となります。

県内は大きく分けると国中地区(山梨県中西部)、郡内地区(山梨県東部と富士山周辺)に分かれ、山梨県土地家屋調査士会の支部は甲府支部、峡北支部、峡東支部、峡南支部、都留支部、富士吉田支部の計6支部に分かれます。地域分は関東地区あるいは甲信越地区に分けられることが多いです。山梨会は関東ブロックに所属します。

#### 【健康寿命トップクラス】

山梨県は健康寿命が全国トップクラスです。理由は明確ではありませんが、65歳以上の有業割合が全国2位と高く元気な高齢者が多いこと、またボランティアや無尽の集まりが盛んであり、社会とのつながりがあるから健康に留意した規則正しい生活ができているのではないかとわれています。そして富士山をはじめとする大自然があれば納得もできます。観光だけでなく、是非、山梨への移住も検討していただけたらと思います。

#### 【歴史】

山梨には湖水伝説があり、かつての甲府盆地は湖であったとの伝承があります。地図を見ると山梨県中央部は山に囲まれているため盆地を形成しております。盆地の南部(富士川町付近)は狭窄部があり、唯一の出口が富士川となり駿河湾に向けて流れてい

ます。よって、その狭窄部の当時の標高と水の出入収支によっては、長野県の諏訪湖と同じく湖を形成してもおかしくはないのです。もし湖水があったならば湖水を前面とした富士山の景色はさぞ美しかったかと思います。太古の歴史ロマンいっぱいの山梨です。

山梨県はかつて甲斐の国といわれ、人物ではやはり武田信玄公です。生き方が実にドラマティックであり、大河ドラマ「風林火山」や映画「影武者」等が有名です。信玄公は戦略や合戦にすぐれていただけでなく、堤防工事(信玄堤)や甲州法度(法律)策定等と内政面でもすぐれた活躍を行っています。また。「人は城、人は石垣…」という言葉を残しており、「ひと」がいれば城や石垣等に頼らなくてもよいとの考えです。武田家は信玄公亡き後滅亡しますが、人心を失ったことによります。また、あの鉄壁な秀吉の大坂城落城も同じく人心を失ったことにあるのではないのでしょうか。そういったことから信玄公の生き方である「ひとを大切にす」という大きな教訓を私たちに教えてくれています。なお、毎年4月の信玄公まつりには土地家屋調査士会として祭りに参加しています。

#### 【大自然】

山梨県の観光スポットといえば、県敷地の8割以上を占める山々となるのではないのでしょうか。南には富士山、西には北岳を始めとする南アルプス、北には八ヶ岳、瑞牆山、甲武信ヶ岳等があり、登山するもよし、写真撮影するもよしです。測量は大変ですが、達成感は大いにあります。きっと健康寿命に影響しているはずです。

山梨県の様々な場所から富士山の姿が見られます。春夏秋冬どの季節においても素晴らしい富士山です。ご来県した際には是非とも意識して富士山を楽しんでいただけたらと思います。

最近富士山付近の測量をさせていただいた際に和

紙公図を取得しました。概略ながらもしっかりと富士山であり、現在も使用している登山道や各土地が描かれていたことに感動しました。

### 【食】

山梨県は水はけのよい土地が多く、ぶどうやもも等の果樹の栽培が盛んです。近年は「シャインマスカット」が有名になりました。食べると歯応えもよくとても美味で、気が付けば1房食べてしまっています。また「甲州ワイン」も有名で、あっという間に1本空けてしまうほどおいしいと思います。ご来県した際には、是非召し上がっていただきたいと思います。



南アルプスからのご来光



野呂川を埋め尽くす雲海



山梨県側の富士山和紙公図

## 大分会 『我が会の広報活動』

大分県土地家屋調査士会 広報部長 本田 岳夫

コロナ禍の影響で公私共々一寸先の予定を立てることさえも困難な期間が続き、各土地家屋調査士会の皆様も広報活動には苦慮されていることと思います。我が会もその例にもれず無料相談会は規模を大幅に縮小し電話相談のみとなり、例年行っていた学校への出前授業は中止となるなど、広報活動の在り方を根本的に見直さざるを得ない状況でした。

そういった状況下での我が会の近年の広報活動を

紹介します。まず、土地家屋調査士制度制定70周年記念事業で行われた「国指定文化財 福澤諭吉旧居の建物表題登記」です。これは1835年(天保5年)大阪の中津藩蔵屋敷で生まれ、父の死去により1歳で中津に帰藩した若き日の福澤諭吉先生が過ごした中津市内の旧居の建物表題登記及び3Dデータの作成等を中津市のご協力の下に行ったものです。

対象建物は、元々1803年(享和3年)に建築され、





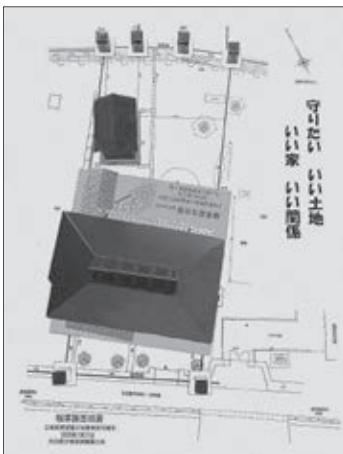
国指定文化財福澤諭吉旧居

2020/11/25 10:19 撮影の履歴です。

登録番号	3205010038418	
建物名称	福澤諭吉旧居	
所在地	大分県大分市	
登録種別	国指定史跡	
登録理由	福澤諭吉の旧居(国の史跡)	
登録面積	11.75(㎡)	
登録高さ	11.75(㎡)	
登録内容	福澤諭吉の旧居(国の史跡)	
登録日	2011.11.25	
登録者	国土院	

※ 下線のあるものは詳細情報であることを示します。

登記後の登記情報 建物の名称として「福澤諭吉旧居」と記載



3次元測量データより作成した1/100スケールのペーパークラフト

市に寄贈しました。いうまでもなく土地も建物も3次元的な要素で構成されたものであり、今後更に3次元測量が普及していけば不動産登記業務も図面から3次元データの提出、という時代がそこまで来ているかもしれません。現在存在する建物の幾つかが将来歴史的建造物として残されたとき、復元可能なデータが公共資産として存在することはとても意義あることと考えます。

本年度は、「大分県のおしごと本」という本で職業

昭和61年から平成元年にかけて保存修理工事により再築された重厚な茅ぶき屋根が目を引く建物で、昭和46年に国指定史跡となっています。この建物の世界測地系の座標法により求積した建物図面を作成しました。また、登記図面のほか3Dレーザスキャ

紹介を行いました。この本は、大分県下の小学5年生全員(約1.8万人)に配布され、本の中では、獣医師や弁護士といった子どもから見てもメジャーな職種から、森林プランナー、セルフディフェンスアドバイザーといった大人でも知らなさそうなユニークな職種まで幅広い41業種が見開き各カラー2頁で紹介されています。紹介された職種の中でも知名度の点でおそらく低いであろう、またイメージも湧きにくい土地家屋調査士という仕事の魅力を小学生に伝えるという自分の説明能力を試される職務でした。小学生の目線で、なるべく平易な言葉で土地家屋調査士の紹介や災害時の社会貢献事業の説明を行ったつもりですが、出来上がった本を見ると「ちょっと難しかったかな」「これじゃ、この仕事おもしろそうとは思わないかも」と反省点ばかりで、自分が普段からいかに閉じられた世界と価値観の中で生きているのかを知らずとも思い知らされる結果となりました。また、本年度はそれ以外に我が会の広報部員が、大分大学で催された災害時の技術者育成を目的とした建築士や土木施工管理技士らとつくる資格者団体の講義において講師の一人として学生に職業紹介を行いました。講義前の知名度は低かったにもかかわらず講義後のアンケートでは興味を持った職種の上位に入るなど、土地家屋調査士の持つ公益性の高さや技術面と法律面の両方を併せ持つユニークさを適切に伝えることができれば、特に専門職志向、独立志向の学生の選択肢に響くような潜在的な魅力の発信となる可能性が高いことが認識できました。

制度広報には土地家屋調査士制度の存続を目的とした後継者確保の役割も含まれると考えますので、若年層や学生への職業紹介というのは今後も様々な形で続けていければと思います。



おしごと本

## 連合会長

### 岡田潤一郎の水道橋通信



1月16日  
～2月16日

國吉正和前連合会長の訃報に水道橋は悲しみに暮れています。行き交う人々をはじめ、駅の自動改札も町の街路樹も信号機も落胆しています。近年の土地家屋調査士制度発展の中心であった國吉前会長の存在は、連合会にとって多くの会員にも深く深く染み込んでいたことに今更ながら気が付きます。今は、ただただご冥福をお祈りするのみです。 合掌。

## 1月

### 17日 第7回理事会(電子会議)

全国会長会議をリモートにて開催するため、緊急的に理事会を招集した。急な理事会開催ではあったが、全ての理事が参集して方向性の議論を展開できたことに感謝。

### 20日 全測連との基本合意に基づく協議会

全国測量設計業協会連合会との協議会をリモートにて開催。全測連の方波見会長は、土地家屋調査士でもあり、旧知の仲であるが、約2年ぶりの再会となった。和やかな空気の中で、お互いの組織の課題等について意見交換を行った。

### 21日、22日 令和3年度第5回九州ブロック協議会会長会議(ウェブ出席)

九州ブロック協議会からは、様々な案内をいただいている。今回も長崎県佐世保市で開催されるブロック会長会議において挨拶する機会を用意いただいた。残念ながら社会状況を考慮し、リモートでの参加で失礼したところである。

### 24日 第72回「社会を明るくする運動」中央推進委員会会議(電子会議)

法務省が主宰する「社会を明るくする運動」の会議にウェビナーにて出席する。間違いを犯してしまった

人を「おかえり。」と迎え入れる社会を目指す活動を主に展開しており、連合会としても協賛している。

## 2月

### 1日 令和3年度第2回全国会長会議の議事運営等に係る打合せ

翌日の全国会長会議開催に当たり、運営等の打合せを柳澤副会長、鈴木泰介副会長、北村総務部長、塚原理事を交えて行う。

### 2日 第2回全国会長会議(電子会議)

新型コロナウイルス感染症の急激な再拡大に鑑み、臨時総会の開催を断念したところではあるが、急ぎよ、全国会長会議をリモートで開催した。連合会が取り組んでいる事業の説明と令和4年度事業方針大綱、各部事業計画の説明を行うとともに、各会長間での意見交換と情報交換を展開した。

### 4日 立憲民主党 土地家屋調査士制度推進議員連盟総会

朝8時からの立憲民主党の土地家屋調査士制度推進議員連盟総会に向かう。多くの国会議員の方々が参集いただく中、柳澤副会長から私たちの制度と国民生活を結ぶ10項目の要望事項について説明し、ご理解とご協力をお願いさせていただいた。

### 4日 大久保顧問社会保険労務士の顧問受嘱挨拶の対応及び打合せ

今般、顧問をお願いした社会保険労務士の大久保先生にご挨拶させていただくとともに、連合会が直面している問題等に関して、アドバイスを頂戴した。

### 7日 第13回正副会長会議(電子会議)

臨時的に正副会長会議を総務部長も交えてリモートにて開催する。懸案事項の整理と対応に関して協議を行った。

### 10日 第10回常任理事会(電子会議)

今回の常任理事会は、全員リモートにて開催した。私自身も水道橋において拠点としている部屋から参加する。8項目の審議事項と7項目の協議事項につき常任理事会としての方向性を確認した。

---

**11日** 日本土地家屋調査士会連合会國吉正和名誉会長の葬儀

國吉前会長の突然の訃報に接し、俄には信じたくない自分が存在していました。御葬儀を目の当たりにして、受け入れるしかない現実を恨めしくも哀しい気持ちで、全国の会員を代表してお別れさせていただきました。心からご冥福をお祈りいたします。

**14日** 衆議院議員高木陽介政経フォーラム

公明党の土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会の会長としてお世話になっている高木陽介衆議院議員のセミナーに出席させていただきました。新型コロナウイルス感染症対策や来年度予算の成立見通し、さらには国際情勢と多岐にわたる内容をお聞きするとともに、日頃からのご厚情に対し、お礼を申し上げます。

**14日～16日** 令和3年度第2回土地家屋調査士新人研修における会長挨拶及び視察

参集型での開催を計画し、準備を進めてきた新人研修会であるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を鑑み、受講者のご家族の日常と健康を守る観点から、今回は配信方式での実施に切り替えた。約190名の受講者の視線をカメラ越しに感じつつ、土地家屋調査士として正道を歩むよう挨拶させていただいた。設営いただいた皆さん、並びに講師を務めていただいた先生方に感謝申し上げます。



広報キャラクター「ちしき地識くん」

## 訃報

本年2月6日、日本土地家屋調査士会連合会の國吉正和名誉会長(享年67才)が逝去されました。故人を偲び、生前のご功績を記します。ここに謹んでお悔やみ申し上げます。



國吉 正和(くによし・まさかず)

昭和29年生まれ

昭和56年8月～ 土地家屋調査士登録(東京会)

【日本土地家屋調査士会連合会・役員歴】

平成17年6月～平成19年6月 理事

平成19年6月～平成23年6月 常任理事

令和元年6月～令和3年6月 会長

令和3年6月～ 名誉会長

ほか

東京土地家屋調査士会長

平成30年秋 黄綬褒章

※ 次月発行の「会報」において追悼文を掲載の予定です。

1月

17日

第4回マニュアル作成等委員会(電子会議)

<協議事項>

- 1 各種マニュアルの作成について

第7回理事会(電子会議)

<協議事項>

- 1 令和3年度第2回全国会長会議の開催及び運営について
- 2 令和3年度第2回土地家屋調査士新人研修の実施について

第7回理事会(電子会議)における業務執行状況の監査

研究所第2回研究テーマ「地籍調査」会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 研究テーマ「地籍調査に関する研究」について

18日

第5回マニュアル作成等委員会担当者(一筆地測量)会議

<協議事項>

- 1 一筆地測量マニュアルの作成について

第6回マニュアル作成等委員会担当者(登記基準点)会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 登記基準点マニュアルの作成について

第7回マニュアル作成等委員会担当者(報酬)会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 報酬マニュアルの作成について

18日、19日

第5回地図対策室会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 不動産登記法第14条地図作成作業の入札状況について
- 2 不動産登記法第14条地図作成作業における境界標の設置について
- 3 令和4年度の活動方針について

19日

第9回業務部会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士業務取扱要領について

- 2 登記測量に関する事項について

- 3 令和4年度土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査の検討について

- 4 土地家屋調査士業務情報の利活用と拡充への対応について

- 5 土地家屋調査士業務取扱要領に係る業務マニュアル等の作成について

- 6 筆界確認情報の取扱いに関する指針(案)について

- 7 GNSS単点観測法による登記多角点測量マニュアルについて

- 8 地方公共団体に係る筆界特定の申請代理業務について

- 9 登記・供託オンライン申請システム及び登記情報システムについて

- 10 令和4年度予算(案)について

19日、20日

第2回日調連ADRセンター会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士会ADRセンター担当者会同について

- 2 オンライン相談・調停について

- 3 土地家屋調査士会ADRセンターの機能統合について

第8回総務部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 諸規則の一部改正について

- 2 「登録・会員指導等に関する照会回答事例集(令和4年3月追加)」について

- 3 懲戒処分事例集の作成について

- 4 法定相続情報証明制度に関するQ & Aの見直しについて

- 5 綱紀に関する研修DVDの作成について

- 6 第79回総会(臨時総会)の運営等について

- 7 令和3年度第2回全国ブロック協議会会長会同の運営等について

- 8 令和4年度総務部事業計画(案)及び同予算(案)について

- 9 第80回総会における質問要望等のスケジュールについて

- 10 令和4年土地家屋調査士試験委員に対する旅費交通費の支払について

- 11 保険関係について

- 12 各部からの要望等について

- 13 土地家屋調査士会等からの照会について

## 20日

第5回特別研修運営委員会(電子会議出席者あり)

### <協議事項>

- 1 第16回土地家屋調査士特別研修の運営に係る各ブロック協議会からの収支状況報告に対する対応について
- 2 第17回土地家屋調査士特別研修について
- 3 第18回土地家屋調査士特別研修について
- 4 令和4年度の会議日程(案)について
- 5 令和4年度特別研修運営委員会事業計画(案)及び同予算(案)について

## 20日、21日

第7回財務部会(電子会議)

### <協議事項>

- 1 財政の健全化と管理体制の充実について
- 2 福利厚生及び共済事業の充実について
- 3 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保について
- 4 会議等における費用助成の基準の一部改正等について
- 5 日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部改正(案)について
- 6 専務理事及び常務理事の役員手当等の特例及び日本土地家屋調査士会連合会職員給与規程の一部改正(案)について
- 7 令和4年度予算(案)について

## 21日

研究所第2回研究テーマ「不動産取引」会議(電子会議)

### <協議事項>

- 1 研究テーマ「不動産取引に関する研究」について

## 24日、25日

第8回社会事業部会(電子会議)

### <協議事項>

- 1 不動産登記法第14条地図作成作業における境界標の設置について
- 2 土地家屋調査士会ADRセンター担当者会同の開催について
- 3 オンライン相談・調停に関する規則等について
- 4 eラーニングコンテンツの作成について
- 5 令和4年度社会事業部事業計画(案)及び同予算(案)について

## 26日

第8回研修部会(電子会議)

### <協議事項>

- 1 令和3年度第2回土地家屋調査士新人研修の対応について
- 2 令和4年度土地家屋調査士新人研修について
- 3 研修部事業に関する懸案事項について

## 26日、27日

第6回広報部会(電子会議)

### <協議事項>

- 1 動画の制作について
- 2 土地家屋調査士パンフレットの作成について
- 3 日調連パンフレットの作成について
- 4 「おしごと年鑑」への掲載継続について
- 5 土地家屋調査士白書の作成について
- 6 銀行担当者向け研修会に関する意見交換会について
- 7 「連合会長とリモートで話そう企画」について
- 8 会報の編集及び発行に関する事項について
- 9 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業関係について
- 10 令和4年度の広報部事業計画(案)及び同予算(案)について

第9回研究所会議(電子会議)

### <協議事項>

- 1 各研究テーマの進捗状況等について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会著作権規程(案)について

## 27日

第9回社会事業部会(電子会議)

### <協議事項>

- 1 令和3年度第2回全国会長会議への対応について
- 2 土地家屋調査士会ADRセンター担当者会同について
- 3 令和4年度社会事業部事業計画(案)及び同予算(案)について
- 4 第10回常任理事会の協議事項について

研究所第2回研究テーマ「最新技術」会議(電子会議)

### <協議事項>

- 1 研究テーマ「最新技術に関する研究」について

## 27日、28日

第2回「土地家屋調査士白書2022」編集会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 「土地家屋調査士白書2022」の編集について

## 28日

第8回財務部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 日本土地家屋調査士会連合会の会費の誤納への対応について
- 2 令和4年度予算(案)について
- 3 令和4年度における土地家屋調査士会の会員数に応じた事業助成の実施内容について

## 2月

### 2日

第2回全国会長会議

<協議事項>

- 1 連合会事業経過報告
- 2 民法・不動産登記法の改正等について(法務省からの説明)
- 3 連合会が取り組んでいる事業等の説明
- (1) 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)について
- (2) 日本土地家屋調査士会連合会役員等選任規則の一部改正(案)について
- (3) 日本土地家屋調査士会連合会総会議事運営規則の一部改正(案)について
- (4) 土地家屋調査士会会則モデルの一部改正について
- (5) 令和3年度第2回土地家屋調査士新人研修の実施について
- (6) 従来型における法務省不動産登記法第14条地図作成作業における境界標設置について
- 4 令和4年度における連合会事業方針の説明
- (1) 令和4年度事業方針大綱(案)について
- (2) 令和4年度各部等事業計画(案)について
- 5 意見交換・情報交換

### 8日

第3回日調連ADRセンター会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士会ADRセンター担当者会同の運用について

第6回地図対策室会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 不動産登記法第14条地図作成作業における境界標の設置について

- 2 不動産登記法第14条地図作成作業に関する実態調査と分析について

## 10日

第10回常任理事会

<審議事項>

- 1 第79回総会(臨時総会)及び意見交換会に係る費用の予備費からの支出について
- 2 専務理事及び常務理事の役員手当等の特例の一部改正(案)について
- 3 令和4年度に実施する「土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査」について
- 4 令和4年度土地家屋調査士新人研修の受講者募集について
- 5 土地家屋調査士年次研修実施要領の一部改正(案)について
- 6 日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部改正(案)について
- 7 専務理事及び常務理事の役員手当等の特例及び日本土地家屋調査士会連合会職員給与規程の一部改正(案)について
- 8 業務情報公開に係る機密保持契約及び使用許諾申請書兼承諾書の期間延長について

<協議事項>

- 1 日本土地家屋調査士会連合会の会費の誤納への対応について
- 2 各種委員会委員等への報償費について
- 3 業務マニュアル等の作成について
- 4 第16回土地家屋調査士特別研修の運営に係る各ブロック協議会からの収支状況報告に関する対応について
- 5 オンラインを利用した遠隔地相談・調停の実施について
- 6 令和3年度第2回全国ブロック協議会長会同の運営等について
- 7 令和4年度事業方針大綱(案)、同事業計画(案)及び同予算(案)について

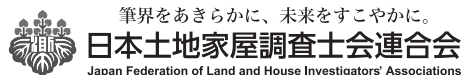
## 13日

第9回研修部会

<協議事項>

- 1 令和3年度第2回土地家屋調査士新人研修の運営について

# 土地家屋調査士新人研修のお知らせ



令和4年度土地家屋調査士新人研修を下記のとおり予定しております。

## 記

- 開催日時 令和4年6月26日(日) 午後0時40分開始  
令和4年6月28日(火) 午後4時終了  
※都合により、開始及び終了の時刻が変更となる場合があります。
- 開催場所 「つくば国際会議場」  
茨城県つくば市竹園2-20-3
- 受講対象者 (1)令和3年12月1日から令和4年4月1日までに登録した会員  
(2)令和2年12月10日から令和3年11月30日までに登録した者のうち、新人研修未修了の会員  
(3)令和2年12月9日以前に登録した者のうち、新人研修未修了の会員
- 必要書類の提出先 所属する土地家屋調査士会を通じて連合会に提出してください。提出期間及び方法につきましては、所属する土地家屋調査士会にお問合せください。
- その他 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等により、予定が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。





病気・ケガの補償

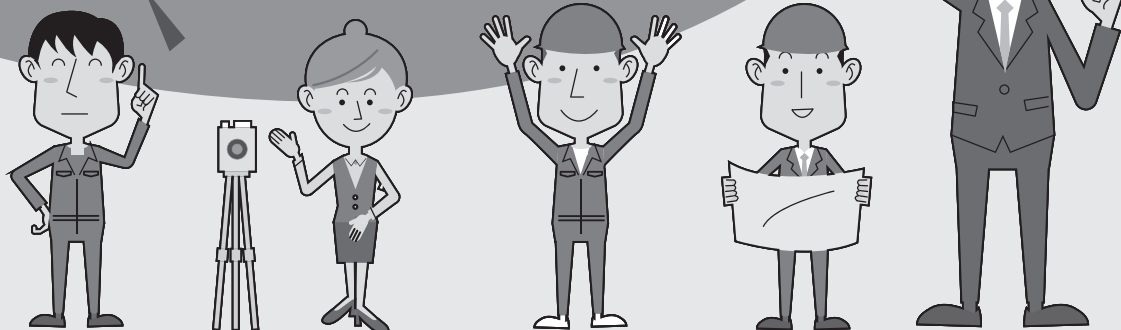
団体割引

**15%** 適用!!

# 土地家屋調査士の皆さまへ 団体総合生活補償保険

団体総合生活補償保険は土地家屋調査士の  
皆さまや補助者の方、ご家族に

**ぴったり**の病気やケガを補償します。



**団体総合生活補償保険のメリット！**  
タイプによっては新型コロナウイルス感染症も補償対象!!

支払事例

## 肺炎で入院

入院14日  
**84,000円**  
のお支払



## 乳がんで入院・手術

入院20日、  
入院中の手術1回  
**270,000円**  
のお支払



## 自転車事故

相手への賠償金  
**200,000円**  
のお支払



**保険期間** 2021年**10月1日** 午後4時～ 2022年**10月1日** 午後4時まで1年間

**日本土地家屋調査士会連合会共済会**

代理店・扱者 **有限会社 桐栄サービス TEL:03 (5282) 5166**

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階

引受保険会社 **三井住友海上火災保険株式会社 TEL:03 (3259) 6692**

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部 営業第一課

※このご案内は保険の概要を説明したものです。詳しくは商品パンフレットをご覧ください。



# 「土地家屋調査士が利用者から 提供者へ変革する未来」

日本土地家屋調査士会連合会広報員 松村 充晃(熊本会)

昨年11月に佐賀県土地家屋調査士会において連合会主催のオンライン研修会が開催され、そこで、岡田会長がお話された「調査士カルテ Map を利用した新しい資格者モデル」として、「空き地、空き家の管理システム構築」と「境界管理システム構築」のカルテ Map を活用する土地家屋調査士の未来構想についてお伝えさせていただきます。

調査士カルテ Map は、最新のゼンリン地図・ブルーマップを使用できるだけでも十分な価値がありますが、それは与えられた地図をユーザーとして使うという段階に過ぎません。調査士カルテ Map の真価は土地家屋調査士が不動産業界の中心になる可能性のプラットフォームであるとのことでした。

可能性として、「空き地、空き家の管理システムの構築」と「境界管理システムの構築」がまず考えられます。

我々は筆界確認を行うために隣接土地所有者情報を調査しますが、現在はその重要な情報を持っていることは、個々の土地家屋調査士しか知りません。この情報所持している会員を「調査士カルテ Map」上で共有できれば、登記情報のみでは解決できない不在者情報等をカバーするシステムを構築することができます。もちろん、個人情報が含まれていますので、取扱いに注意しなければならないことはいまでもありません。

また、登記に至っていない土地筆界確認業務も同様です。皆さんの業務の何割くらいが登記業務でしょうか。登記業務以外の情報が野に埋もれてしまうことはもったいないことだと思いませんか。そして、個人事務所であれば、土地家屋調査士の業務の廃業とともに、筆界確認情報もなくなってしまうのです。

全国の土地家屋調査士が情報を一つに集積することができれば、我々は唯一の情報提供者集団となることができるはずです。

土地家屋調査士が表示に関する登記以外の分野での社会貢献の一つとして空き地、空き家の管理システムの構築をするために、調査士カルテ Map とい



う基盤はできています。後はこのシステムを活用し、情報を集積するだけです。研修会を受講して、土地家屋調査士は地理情報システムに関係する未来のある職業だという確信が持てました。

米国経済をけん引するGAFAMのように、今は情報を活用できるプラットフォームが活躍している時代です。2022年には高校の授業で「地理総合」が必修科目となり、その中の柱として地理情報システム(GIS)が予定されています。地理情報システムが成長産業の一つであることは間違いありません。我々は情報を持っていないながらも提供をしておらず、Google マップやゼンリン地図を便利であるとして使う側でしかありません。土地家屋調査士が情報を提供するプラットフォームになり、情報を地図と結び付けることができれば、新たな業務が発生することは間違いのないことです。

土地家屋調査士法制定から70年間、我々は不動産登記をしっかりと守ってきました。ここからは更に、筆界の専門家として登記のみに依存しない真の筆界の専門家として役割をしっかりと果たすため、土地、家屋に関する情報、法的なりスク調査情報の提供者へと変革するときではないでしょうか。

そして、未来の土地家屋調査士により良いバトンを渡すために「調査士カルテ Map」に投資をして、不動産業界の中心になる未来と一緒に作り上げていきませんか。



# 日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査士カルテ Map

**住宅地図・ブルーマップ  
 全国閲覧可能！**  
※ブルーマップはゼンリン保有地区に限る

**著作権許諾証つき  
 地図印刷！**

**地図上で事件簿  
 管理ができます！**

**SIMA図示や  
 多彩な地図検索！**



**「業務効率化」と「成果保全・管理・活用」を同時に実現**  
 このシステムの活用が所有者不明土地・空き家・空き地課題への対策・対応の一手に！

## 地図機能について

「調査士カルテMap」では、以下地図機能のご利用が可能です。

住宅地図の表示



ブルーマップの表示



用途地域の表示



SIMAデータの取り込み



住宅地図全国閲覧可能

ゼンリン住宅地図を全国閲覧できます。また、ブルーマップ(ゼンリン保有地区のみ)も同時に閲覧できるため、地番での位置確認が簡単にできます。

地図上で事件簿管理が可能

調査情報・関連書類を地図上に登録可能なため、事件簿の一元管理ができます。登録したデータをCSV出力することで年計表作成にも役立ちます。

## 「調査士カルテMap」無料お試しID利用会募集中

**先着5会限定** 土地家屋調査士会単位で配布しています。

本システムを利用することで、調査情報の保全・継承だけでなく、土地家屋調査士投資の協力体制を強化することで業務を効率化することができます。また、多くの土地家屋調査士が利用することで、業務範囲・市場の拡大や、他業界に向けた情報や知見の発信も可能にします。

**通常月額3,300円(税込)のサービスを無料でお試しください。**

- ・ Webアプリケーションの為、インターネット環境があればいつでもどこでもご利用が可能です。
- ・ 無料お試しIDは土地家屋調査士会単位で配布致します。集合形式やWeb形式の研修に合わせて本システムの説明会を実施することも可能ですので、是非一度ご相談ください。
- ※本登録いただく場合でも登録月の月末までは無料でご利用いただけます。
- ※無料お試しIDのご利用期間は、ID発行から2ヶ月間です。
- ※無料お試しIDにて登録いただく調査情報は、本登録後のアカウントには継承できません。

詳細・お申し込みは、日本土地家屋調査士会連合会 WEB サイトをご確認ください

日本土地家屋調査士会連合会



← 連合会 HP 右下の  
 こちらのボタンをクリック



【お問合せ】

日本土地家屋調査士会連合会  
 「調査士カルテ Map」問合せ窓口  
 E-mail kartermap@chosashi.or.jp

## 今更の「セイレン？」

全国土地家屋調査士政治連盟 副会長 北方享一

『政治連盟』って何をしているのだろう。私は昨年3月に初めて全国土地家屋調査士政治連盟の役員に就任いたしました。イメージはありましたが実際のところ活動内容は詳しく分かりませんでした。

ところで、日本には総務大臣に届け出ている政治団体が約2,870あるそうです。議員の後援会もあれば、国を愛するがための団体、宗教、その他諸々、そして私たちのような士業の団体(政治連盟)。よく分からない団体もありますが、確実にそれぞれが目的を持って活動していることは確かです。

私たち士業における政治連盟は、「法の担い手」である各士業と「法の作り手」である国会との「架け橋」として活動しております。

全国土地家屋調査士政治連盟設立当時の趣意書には、「国家的事業(法第17条地図(現在法第14条地図)の整備等)の実現を行政庁に任せていたのでは実現は覚つかなく、この制度改革及び事業を現実のものとするには政治的力が絶対的に必要である」と書かれています。

「法の作り手」である国会(国会議員)に土地家屋調査士を理解していただくこと、そして土地家屋調査士という専門家が、国民の要請に応えるべき制度・政策を要望し実現することが、国民の生活の安定と向上に資するものと考えます。

土地家屋調査士法の一部を改正する法律が令和2年8月1日に施行されましたが、内閣法制局、閣議決定、国会審議と幾度もの審議が必要であったと聞いております。政治家(国会議員)のご理解を得られるよう、当時の日本土地家屋調査士会連合会の会長及び執行部の皆様のご尽力は大変なものであったと思います。

「登記所備付地図作成作業の促進と予算措置の確保」を例年要望しておりますが、平成27年には23億円であった予算が、都度の交渉もあり面積の増加

と単価の増額により、令和3年度には44億円となっております。

また、全国土地家屋調査士政治連盟にて悲願でありました「国との契約のための全省庁統一資格」に「登記関連業務」が令和2年に明記されました。諦めずに要望し続けた結果であると思います。それをもって、法務省のホームページに「適切な入札参加資格の設定」として注意文書が令和3年に出ております。リンクは付けられませんが是非ともホームページをご覧ください。これを基に全国の単位調政連でも都道府県そして地元の市町に入札区分を作ってもらえるよう要望していただけたらと思います。全国に公嘱協会が設立された経緯を考えると「随意契約」を進めていくべきという考え方もあり、実際に随意契約で発注している地域もあります。私もその考え方に賛成ではありますが、ただ時代の流れもあり、いつ急に発注方から入札にする旨を伝えられるかもしれませんので準備だけは必要と考えます。

私たち筆界の専門家の力を活用していただくため、まだまだいろいろと要望すべきことがあります。日本土地家屋調査士会連合会を先頭に、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会と全国土地家屋調査士政治連盟が「連動」して、政策要望・予算要望をし続けなければなりません。自分たちの制度を国民のためにより良いものに、そしてそこに自分たちが誇りを持てるように制度を推進していかなければなりません。もちろん報酬についても含めてです。弁護士だって司法書士、行政書士、測量業だって、どの士業(団体)も同じであります。そして数は力になります。是非とも政治連盟に入会していただき、連合会(各土地家屋調査士会)と国(都道府県・市町村)の「架け橋」として一緒に制度を考えていけたらと思います。

## 令和3年度の委員会の活動報告

コロナ禍における委員会活動の様子について、各委員会の委員長からこの紙面をお借りしてご紹介いたします。

### <広報委員会>

#### ～全公連の広報活動の紹介～

全公連は、平成29年度より全国の加盟協会の連携と官公署に対して「公共嘱託登記制度」への更なる理解を深めていただくことを目的に、総務担当の中に「広報委員会」を設置して活動を行っております。

加盟協会に対しては年に3回「全公連だより」を発刊し、電子化して送付しており、各社員さんに対して加盟協会から送付させていただいております。

内容については、全国の各加盟協会に順次原稿依頼を行い、加盟協会の紹介や加盟協会が実施する講演会等の情報、災害協定を締結いただいているコンピュータ会社や測量機器メーカーからの情報等を掲載し、最新の技術紹介も行っております。

また、全公連学術顧問である上智大学教授楠茂樹氏、元東京法務局長で弁護士の寶金敏明氏のコラムも掲載し、本年1月号で13号まで発刊させていただくことになりました。

対外的、特に官公署に対する広報活動としては、2年に一度、冊子「公嘱協会」を発刊しております。

全国の加盟協会の紹介や公嘱協会の法定事業の紹

介、さらに災害復旧や地図作成における公嘱協会の活動等を紹介し、官公署に対して公嘱協会の社会における役割や土地家屋調査士制度の普及を行っております。

その他本年度の事業としては、全公連のホームページのリニューアル、加盟協会が官公署に対して事業推進するためのパンフレットの刷新を行っております。

今後も全公連は広報活動を通じて加盟協会に様々な情報提供を行い、嘱託登記において「不動産における権利の明確化に寄与する」一助となり、特に官公署に対する土地家屋調査士制度の更なる理解を図ることができるよう努めてまいりたいと考えております。

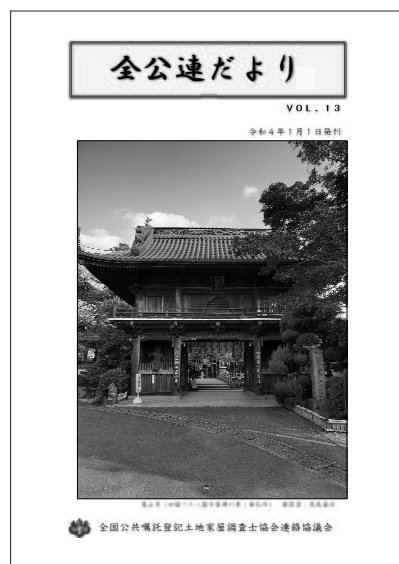
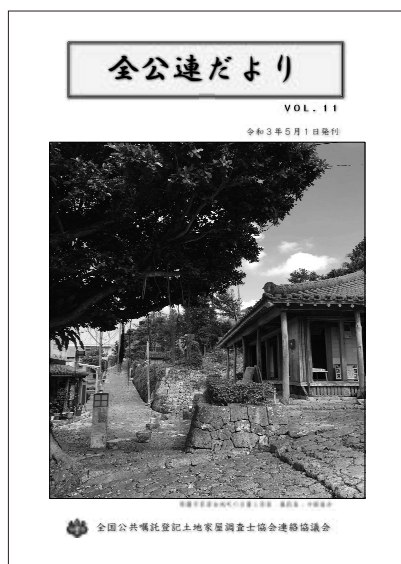
[広報委員長(全公連理事) 熊谷直樹]

### <会則等検討委員会>

令和3年2月17日に開催した令和2年度臨時総会において、「会則」、「役員選任規則」、「入退会規則」の一部改正が提案、承認されたことを受け、本年度の本委員会では、関係する諸規則の見直しを行いました。

主として見直しを行っているのは、前出会則等の改正に伴う語句の変更や用法の統一ですが、施行から年数が経過して実状に合わなくなった規則・規程の改定作業も同時に行っております。

本来のスケジュールでは2月の理事会において審議・承認を行う予定でしたが、昨今のオミクロン株



---

の蔓延を受けて当該理事会がオンライン・時短での開催となったため、不急案件である当該議案は次回以降の理事会へ持ち越しになりそうです。

[会則等検討委員会委員長(全公連理事)  
渡邊英雅]

### <地図作成実務研修会>

公嘱協会が地図作成関係業務に積極的に関与するため、全公連では平成22年度から毎年1回、地図作成総括責任者養成講座を開催してきましたが、受講科目等の見直しを行い、平成28年度からは、地図作成実務研修会を隔年で開催しておりますが、その企画・運営を本委員会において行っております。

第3回目となる実務研修会を令和2年度に開催予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、令和2年度、3年度の開催は見送ることとなりましたが、コロナウイルス感染は終息する見込みもありません。公嘱協会の業務としては感染防止対策をしつつも進めざるを得ませんし、業務を行う上で、知識面でも制度面でも最新情報はもちろん、過去の事例を学ぶことは必須です。

そこで、これまでの召集形式ではなく、令和4年度はWeb配信により実施する計画を本委員会として執行部に提案しております。詳細が決定次第、協会を通じてご案内しますので、多くの皆様の参加をいただける内容となるよう、現在、活動しております。

[地図作成実務研修会委員長(全公連副会長)  
花本政秋]

### ■ 会議経過

12月27日	第9回理事会(Web開催)
1月13日	第1回地図作成実務研修会(Web開催)
1月17日	第9回正副会長会議(Web開催)
2月3日	第4回広報委員会(Web参加)
2月4日	第10回正副会長会議(Web開催)
2月14日	第10回理事会(Web開催)
2月14日	会務報告及び第3回研修会(web開催： ホテルメトロポリタンエドモントからの配信)

# 土地家屋調査士名簿の登録関係

## 登録者

令和4年1月11日付

東京 8227 宮本 公  
東京 8228 中村 直樹  
大阪 3411 湯谷 誠  
愛知 3073 石原 遥  
愛知 3074 小島 健  
香川 737 亀田 学

令和4年1月20日付

東京 8229 村上 成  
東京 8230 吉田 史郎  
埼玉 2751 稲垣 宏晃  
高知 685 富永 武志

## 登録取消し者

令和3年11月9日付

秋田 1026 関 将人

令和3年11月16日付

東京 5735 上森 勝弘

令和3年11月19日付

鹿児島 972 倉津 良一

令和3年12月4日付

東京 2807 中谷 熹久 彌  
静岡 1090 大田 靖男

令和3年12月6日付

富山 430 井川 謙一

令和3年12月7日付

香川 548 多田 努

令和3年12月10日付

熊本 953 岩本 剛

令和3年12月16日付

新潟 1602 岡田 芳春

令和3年12月17日付

鹿児島 870 花立 高治

令和3年12月19日付

群馬 542 狩野 益信

令和3年12月25日付

岡山 1095 河内 進

令和4年1月11日付

東京 4538 横尾 正芳  
東京 4805 中村 統一  
東京 5940 大森 猛  
東京 6608 松山 聡  
神奈川 1731 工藤 伸一  
神奈川 2248 福岡 勇雄  
千葉 1714 兵藤 邦彦  
茨城 955 中崎 義正  
茨城 1209 祐川 和男  
静岡 1284 池富 恒雄  
山梨 244 内藤 友雄  
新潟 2195 石川 和久  
大阪 2011 森本 恒夫  
京都 657 高屋 信行  
滋賀 221 齊内 英雄  
和歌山 447 山内 勝  
沖縄 289 大城 良雄  
山形 529 薄衣 正  
函館 201 吉田 省司  
香川 496 森岡 博司

香川 552 渡邊 健

徳島 306 山本 守

愛媛 470 高橋 宝

愛媛 581 松本 浩二

令和4年1月20日付

神奈川 2309 加藤 幸雄

埼玉 1545 古屋 信和

埼玉 2132 坂本 市雄

茨城 945 佐藤 昌志

茨城 1463 矢崎 俊雄

京都 668 前野 春俊

奈良 158 山本 昌司

奈良 443 宇佐美 恭平

愛知 1756 牧野 幹夫

愛知 1818 猿渡 清博

三重 719 泰道 淳介

岐阜 1141 小川 康浩

石川 484 干場 敏博

石川 654 西川 剛志

島根 383 荒木 明雄

島根 404 矢田 寿夫

福岡 1028 西山 勝彦

福岡 1262 頼永 哲男

福岡 1408 吉田 保之

長崎 709 宮本 弘樹

宮城 835 佐々木 康男

福島 1155 笹原 豊

岩手 1006 川村 恒夫

札幌 876 阿部 練

札幌 885 横辻 文夫

札幌 905 八木 彩樹

札幌 1016 村木 史溥

香川 420 濱村 正明

徳島 251 川原 睦久

# ちようさし俳壇

第442回



「啓蟄」

深谷 健吾

啓蟄や境界の杭しかと打つ  
子につられ親も居眠り春炬燵  
速達の朱印のにじみ木の芽雨  
花の咲くまでを教へて種物屋

当季雑詠

深谷 健吾 選

茨城 島田 操

余生とは人世の余祿去年今年  
卒寿越ゆ白寿を指す七日粥  
一年を一步踏みだす初日記  
添へ書きは会話の温み年賀状

茨城 中原ひそむ

明けきらぬ師走の街を救急車  
八度目の寅年むかへ恙なし  
添書したき友は泉下へ年新た  
この道は塩の道とか落の臺

山形 柏屋 敏秋

誤字のある孫の書道に初笑ひ  
雪しんしん夜明けの景を一変さす  
初明かり水面に映へる屋形船  
初空や風の生れたる最上川

兵庫 小林 昌三

鴛鴦の日向・木陰へ行くも二羽  
赤い実を透き間に見せて雪の庭

神奈川 椎名 弘

測量杭打ちを許せよいぬふぐり  
早春の山野を駆けて測量す

今月の作品から

深谷 健吾

島田 操

卒寿越ゆ白寿を目指す七日粥  
「七日粥」とは、新年の季語「七種粥」の傍題。一月七日、春の七種を入れて炊いた粥。これを食べると万病を除くとされて全国的に普及している。七種とは、芹・薺・御形・繁縷・仏の座・菘・蘿蔔のこと。卒寿とは九十歳のこと。白寿とは九十九歳のこと。人生最終章の最適な趣味の俳句を卒寿までものご継続に敬服します。今年も七日粥を食し、ご健康で、お元気にご投句くださることをお待ちしております。

中原ひそむ

この道は塩の道とか落の臺

「落の臺」は、春の季語。仲春の頃から霜雪をしのいで地中から若芽が吹き出るので冬吹き草というのがその名の起りこりで、落はさらにそれがつまつた言い方である。立春を過ぎるころになるとその若い芽、すなわち浅い緑色の花穂が目立つようになる。これが落の臺である。塩の道とは塩や海産物を内陸に運ぶのに使われた道のことをいう。また反対に内陸からは山の幸が運ばれた道でもある。下五の季語「落の臺」の斡旋により春待つ心情を詠んだ佳句である。

柏屋 敏秋

雪しんしん夜明けの景を一変さす

「雪」とは、冬の季語。雪は雪月花の一つ。

四季の景観を代表するもので日本人の詩情と切り離すことの出来ない自然現象である。北陸から北海道にかけての日本海に面する地方は世界中でも降雪の多い地帯である。新雪・根雪・牡丹雪・細雪など、それぞれに趣がある。提句は、「雪しんしん」の表現からして、明日は積雪の朝かなと。目覚めて観る白銀の世界が広がっている光景を活写した佳句である。

小林 昌三

鴛鴦の日向・木陰へ行くも二羽

「鴛鴦」は、冬の季語。鴨の仲間で雌雄離れず並んで泳ぎ、翼をまじえて眠る。特に雄の思い羽といわれる翼が美しい。池の中で鴨と仲良く泳いでいるが、雄の翼が美しいので目立っている。仲良く常に離れないので「おしどり夫婦」という言葉がある。鴛鴦を「行くも二羽」と擬人化法で詠んだ素晴らしい一句である。

椎名 弘

早春の山野を駆けて測量す

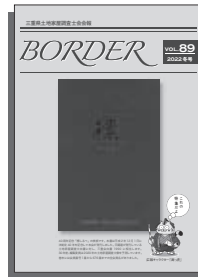
「早春」とは、春の季語。立春後、二月いっぱいぐらいがだいたい早春にあたる。暦の上ではすでに春は立っているが寒さは去りきらないが、春の足音はどこからか聞こえて来る。土地家屋調査士や測量士にとっては、早春ほど待ち遠しいことはない。雪があつては測量できない地域では。測量の出来る喜びと楽しさの心情を素直に詠み込んだ佳句である。



## 三重会

### 「連合会長とリモートで話そう！」に参加しました。」

境界鑑定・管理委員会 委員長 佐藤 浩之



『BORDER』第89号

令和3年10月28日午後4時より「連合会長とリモートで話そう！」という企画(Web会議)に参加しました。

連合会より、岡田連合会長・山本広報部長、東京、神奈川、埼玉、三重、鳥取、長崎、岩手、香川の8単位会からそれぞれ1名、計10名にて会議の始まりです。

テーマは「未来、これから」簡単なようで難しいテーマです。

連合会長挨拶から始まり、自己紹介を経て、いよいよ本題です。

主だった内容としては次の2点でした。

#### 1、リアルタイムで会議が行える通信環境の進歩の有難さ

全国に散らばった会員が同じ画面をほぼタイムラグなしで共有出来得る技術革新は素晴らしいとの意見が一致しました。

単位会参加者8名の内、女性2名、男性6名だったのですが、その男性6名の顔が見事に日焼けしている事をはっきり確認できました。画面の動きもスムーズです。きっと未来はもう始まっているのでしょう。凄いですね…。

ただ、とある通信会社のトラブルで回線が非常に混乱する事態が発生した折、私には全く電話が通じない被害が出ました。大変困った半面、連絡をしなくてよい事に何故か安堵しました。この思いは何だったのでしょうか。

#### 2、コロナ禍での業務の難しさに関する内容

地方においては、感染者数の多い地区から来ていただく関係者を敬遠する傾向があるとの事で、時間をずらして欲しいとか、日付を変えてもらいたいとか…。その関係者に対して直接そのような発言をするのは論外ですが、そうでなければそのような感情を持ってしまいがちです。コロナ禍だけではなく、その辺りのフォローをしていく事も調査士として求められるのでしょう。

また、境界立会も前項(1.)に付随し、ウェブ立会を実施した会員の方もみえました。遠方にお住まいの高齢者地主のご子息より求められたとの事で事前に資料を送付して、現地画像を映して立会を行ったそうです。

今後はこのような方式にて業務を行う事も選択肢の1つになると

考えます。

しかし、我が三重会においては厳しい現実もありそうです。

そう、地図の精度です。泣きたくなることを乗り越えて失笑するような公図を眺めてウェブでの立会となると…。

これはちょっとしたコントです。でも、何かしらの突破口はあるはず。

きっと、おもしろいコントになりますよ。

以上、私が会議に参加した感想です。

約1時間の短いものでしたが、楽しいひと時を過ごす事ができました。

#### 最後に

岡田連合会長はとても気さくな方でした。

雲の上の方とお話をする機会を作っていただいた役員の皆様ありがとうございました。

尚、この企画は続けていくそうです。

そこのあなた、次回は参加してはいかがでしょうか。

## 【冬季五輪】

昨年は東京2020オリンピック・パラリンピックに盛り上がりましたが、本年は北京2022冬季オリンピック・パラリンピックが開催され多くの選手が活躍されました。

冬季オリンピックといえば、1998年に開催された長野大会を思い出します。その頃の私は、長野市の某地方ゼネコンで働いており、周囲では開催に向けて競技会場の建設や道路整備が盛んに行われていました。大会期間中は、市内に工事車両を走らせてはいけないことになっていたため、工事現場に材料の搬入ができず、ほとんど工事ができなくなっていました。毎朝現場事務所へ行くとまずテレビをつけ、新聞を読みながらなんとなく過ごし帰宅するといった日々でした。現場近くには、アイスホッケー会場となったアクアウイング(現在は市民プールとして利用)があり、所長がチケットを入手して、仕事中に観戦したこともありました。地元でオリンピック

が開催されたことはとても感動的でしたが、新入社員の私にとって仕事をしなくてもよいことが夢のようでした。まあ、そんな日々はオリンピックとともに終わり、現実の世界へと引き戻されるのでした…。ついこの前の出来事のように、あれから22年もの月日がたっていました。

余談が過ぎたところで、今月は確定申告があり、申告の準備に追われている方が多いのではないのでしょうか。3月号の『事務所運営に必要な知識』では「土地家屋調査士のインボイス制度」について税理士の浦田泉先生に執筆いただいております。令和4年度からの適用となりますが、免税事業者にとって選択肢を迫られることになるので注意が必要となります。土地家屋調査士は個人事業者の方がほとんどです。個人事業者に優しい税改正をしてほしいものです。

広報部次長 久保智則(長野会)

## 土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円  
1年分 1,200円  
(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 岡田 潤一郎

発行所 日本土地家屋調査士会連合会<sup>®</sup>

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館  
電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059  
URL：https://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社



ちしき  
広報キャラクター「地蔵くん」